

2012年6月21日

千葉大学長

齋藤康 殿

団体交渉申し入れ

千葉大学ユニオン第9期委員長 亀尾 浩司

(ユニオン印)

平素よりの大学運営のご尽力に敬意を表します。

さて、先の6月13日に示されました「千葉大学の臨時特例法への対応について」には、千葉大学の教職員の給与にかかわる重要な事項が含まれております。千葉大学ユニオンでは、その内容を検討した結果、以下の事項について団体交渉を申し入れます。

俸給月額・地域手当等俸給月額に連動する手当、期末・勤勉手当の減額について

法人化以降、国立大学法人の教職員の給与については、国家公務員給与法により決まるものではなく、適切な労使交渉を経て決定されるものとなっています。今回の給与減額案は、いわゆる臨時特例法に準拠する形で教職員の給与を大きく減額するものですが、6月13日に示された案において7月からの施行が予定されるなど、教職員からの意見聴取やユニオンとの協議・交渉を行うために十分な時間が設けられているとは言い難く、また、賃金減額を必要とする理由については、政府等からの要請があったことなどが説明されるにとどまり、千葉大学の財務状況や研究教育環境の現状を踏まえて的確な情報提供があったとは言い難い状況にあります。

千葉大学ユニオンは、教職員にとって最も重要な労働条件である賃金の大幅な減額を、このように拙速に実施することに反対し、臨時特例法に準拠する給与規程の改定を実施しないことを求めます。

以上